

「GAX」導入事例制作・HP制作サービス委託規約

お客様と、株式会社ブイキューブ（以下「ブイキューブ」という。）は、お客様がブイキューブに第1条の業務を委託する取引に関し、その基本的事項について、次の通り合意します（以下「本契約」という。）。本規約は民法548条の2が定める定型約款に該当し、お客様が第2条の個別契約の申込をすることによって本規約を契約の内容とする旨に同意したときに、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。

第1条（適用範囲）

本契約の各規定は、お客様がブイキューブに以下の各号に定める業務を委託する目的で締結される契約（以下「個別契約」という。）の全てに適用されます。

- （1）導入事例制作業務
- （2）HP制作業務
- （3）その他前各号に関連する業務

第2条（個別契約）

1. 個別契約では、お客様がブイキューブに対し委託する業務の名称、業務委託の対価（以下「業務委託料」という。）の金額、支払時期、支払場所、支払方法、成果物の完成を目的とする業務については、業務の成果物（有体物に限られず、情報その他の無体物を含む。以下「成果物」という。）の規格・仕様、納期、納入場所、納入方法、その他必要な事項を定めます。
2. 個別契約は、お客様が前項に定める事項の全部又は一部を規定した発注書面等を提示してブイキューブに申し込み、ブイキューブが承諾することにより成立します。
3. 個別契約で本契約と異なる定めをした場合、個別契約の規定が本契約の規定に優先するものとします。

第3条（個別契約の変更等）

お客様は、仕様変更その他必要があると認めたときは、お客様及びブイキューブの記名押印のある書面をもって、個別契約の内容を変更することができます。この場合においてブイキューブに損害が発生したときは、お客様は当該損害を賠償しなければなりません。

第4条（費用負担）

個別契約の業務遂行に伴って発生する交通費、宿泊費、関連する資料の閲覧・謄写・購入費、コピー代その他の実費及び対価又は諸経費の支払いに関して発生する銀行手数料等の費用の負担は、お客様負担とします。

第5条（関係資料等の提供）

お客様は、ブイキューブからの要請に従い、業務の遂行に必要となるデータ、プログラム、写真、イラスト、企画書、その他資料・情報（以下「関係資料等」という。）を無償で提供するものとします。
お客様は、関係資料等が第三者の知的財産権を含むいかなる権利も侵害していないことを保証するものとします。

第6条（納入）

ブイキューブは、個別契約の規定に従い、お客様に成果物を納入するものとします。

第7条（免責）

天災地変、戦争、暴動、内乱、疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、仕入先の債務不履行、その他ブイキューブの責に帰することができない事由による個別契約の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能については、ブイキューブは責任を負いません。

第8条（検査及び修正対応）

1. お客様は、成果物の納入日から10営業日以内に、納入された成果物と個別契約に定める仕様との一致を確認するものとします。
2. 前項の確認後のお客様による修正依頼は、2回を上限とします。
3. お客様はブイキューブに対し、成果物の納入日から起算して10営業日以内に限り、修正依頼をすることができます。ただし、不合格の原因がブイキューブの責に帰すべき事由である場合には、成果物の最初の納入から6カ月間に限り、前項の回数制限の範囲でブイキューブは修正に対応します。

第9条（所有権及び知的財産権の取扱い）

1. 成果物の所有権は、業務委託料が完済された時をもって、ブイキューブからお客様に移転するものとします。
2. 本業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、ブイキューブに帰属するものとします。

ただし、お客様または第三者が従前から保有していた権利及びブイキューブが企画、演出等に関与せず、撮影したものを一部編集等した成果物に関する著作権については、この限りではありません。なお、お客様が、成果物の著作権の譲渡を希望する場合、ブイキューブは有償かつ対価について合意が成立したことを条件に、お客様に対し著作権を譲渡するものとします。

第9条の2（利用権）

1. ブイキューブは、お客様に対し、お客様が申込書に記載する目的の範囲において使用するために、成果物を複製、頒布、公衆送信又は上映等の方法により公開することを承諾します。
2. ブイキューブが成果物の全部または一部を第三者に使用させる場合は、事前にお客様の承諾を得るものとします。また、ブイキューブが成果物を自社の Web サイト・会社案内・サービスカタログ等において広報・宣伝を目的として使用する場合も同様とします。
3. 本規約において当社の広報・宣伝目的とは、当社が成果物の制作に関連していることの明示を主たる目的とした利用を指します。

第9条の3（二次利用等）

お客様が、成果物の短縮版、改訂版ないし翻訳版等を希望する場合は、当社にその制作を委託するものとします。

第10条（危険負担）

成果物の滅失、毀損、盗難その他の危険は、納入前に発生したものはブイキューブが負担し、納入後に発生したものはお客様が負担するものとします。

第11条（業務委託料の支払）

1. お客様及びブイキューブは、経済情勢に大幅な変動が生じたなどのときは、個別契約で定めた業務委託料を、お客様及びブイキューブの記名押印のある書面をもって変更することができます。
2. ブイキューブは、業務完了（または成果物がある場合には成果物の納入後）、業務委託料の請求書を、速やかにお客様に送達しなければなりません。
3. 個別契約に別段の定めがある場合を除き、お客様は、業務委託料を、これに課税される消費税とともに、納入日が属する月の翌月末日までに、ブイキューブが指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は、お客様の負担とします。

第12条（遅延損害金）

お客様は、業務委託料の支払を怠ったときは、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を、ブイキューブに支払わなければなりません。

第13条（契約不適合責任）

1. 成果物の契約不適合責任については、商法第526条の規定を準用する。
2. 甲又は第三者が、成果物を変更、追加又は削除等したときは、乙は、当該成果物について契約不適合責任を免れる。

第14条（再委託）

ブイキューブは、成果物作成の全部又は一部を第三者に委託したときは、本契約に基づいて自己が負う義務と同等の義務を、当該第三者に負わせるものとします。

第15条（権利譲渡の禁止）

お客様及びブイキューブは、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約及び個別契約に基づく金銭債権その他の債権の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は第三者のために担保に供し、その他の処分をすることはできません。

第16条（秘密保持）

1. お客様及びブイキューブは、本契約及び個別契約に関し相手方から秘密である旨を明示されて開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約及び個別契約の業務を担当する自己の役員及び従業員を除く第三者に、開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。
 - (1) 相手方から開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 自己による開示又は漏洩の前に、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 自己が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報
2. お客様及びブイキューブは、秘密情報を、本契約及び個別契約の業務に必要な範囲でのみ使用するものとし、その他の目的には一切使用してはならないものとします。

第17条（契約解除）

1. お客様及びブイキューブは、相手方に本契約又は個別契約に違反する行為がある場合において、相当の期間を定め

て書面にて催告したにもかかわらず当該違反行為が是正されないときは、即時に本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。ただし、個別契約の解除は、当該個別契約の成果物の完成前に限られるものとします。

2. 前項によりブイキューブが個別契約を解除したときは、お客様は、当該個別契約の成果物の出来高に応じた業務委託料（個別契約に定める 1 時間当たりの対価にブイキューブが本業務の履行のために実際に作業した時間数を乗じた金額）を、ブイキューブに対して支払わなければなりません。ただし、ブイキューブはこれを超える損害賠償の請求を妨げられません。
3. お客様及びブイキューブは、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告なく即時に、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これらに類する手続の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、自らを債務者とする差押え、仮差押え、仮処分の命令の申立があったとき、競売の申立があったとき、公租公課の滞納処分を受けたとき、又は、これらに準じる財産状態の悪化若しくは悪化するおそれがあると認められる客観的事情があるとき。
 - (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、又はこれに準じる信用状態の悪化若しくは悪化するおそれがあると認められる客観的事情があるとき。
 - (3) 自らが反社会的勢力であり、又は反社会的勢力に協力若しくは関与し、又は反社会的勢力を利用し、又は自らの役員・実質的に経営を支配する者・親会社・子会社のいずれかが反社会的勢力であるとの、疑いが認められる事情があるとき。
 - (4) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、又は相手方に対し重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
 - (5) その他、本契約又は個別契約を継続できないと認められる相当の事情があるとき。
4. 前項によりお客様又はブイキューブが本契約又は個別契約を解除したときは、解除された相手方は、本契約及び個別契約に基づく一切の金銭債務について、当然に期限の利益を喪失するものとします。

第 18 条（損害賠償）

お客様及びブイキューブは、本契約に関し、又は本契約又は個別契約の規定に違反して、相手方に損害を与えたときは、故意又は重過失に基づき相手方に現実に発生した通常損害に限り賠償するものとします。ただし、個別契約の規定の違反に基づく損害賠償額は、当該個別契約の業務委託料を上限とします。

第 19 条（存続条項）

1. 本契約が終了した場合においても、終了時点において業務が継続中の個別契約については、本契約の規定が引き続き適用されるものとします。
2. 本契約が終了した場合においても、第 9 条（所有権及び知的財産権の取扱い）、第 11 条（業務委託料の支払）、第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（契約不適合責任）、第 15 条（権利譲渡の禁止）、第 16 条（秘密保持）、第 17 条（契約解除）第 2 項、第 18 条（損害賠償）、本条及び第 22 条（紛争解決）の規定は、対象となる事項が存在する限り、引き続き有効に存続するものとします。

第 20 条（契約変更）

本契約及び個別契約の変更は、お客様及びブイキューブの記名押印のある書面によってのみ行うことができます。

第 21 条（通知）

1. お客様は、本契約末尾記載の所在地、又は本契約及び個別契約に関し通常用いられる連絡先を変更したときは、直ちに書面をもって、変更後の所在地又は連絡先を相手方に通知しなければなりません。
2. 前項の通知がなかったために、ブイキューブからなされた通知、催告等が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に相手方に到達したものとみなします。

第 22 条（紛争解決）

1. 本契約に規定のない事項、及び各規定の解釈について発生した疑義については、お客様ブイキューブ間で都度協議し、円満に解決するよう努めるものとします。
2. 本契約及び個別契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

2020年 12月 25日初版制定